

令和2年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆22番（真船和子君） 議長の御指示に従い、公明党を代表し一般質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、第3波とも言われる感染拡大により、新規感染者数は過去最多の水準が続いており、入院者数や重症者数も増大しており、引き続き最大の警戒が必要な状況であります。医療従事者の皆様には御尽力をいただいていますことに心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、私たち生活者の全てを被災者とする未曾有の危機であります。受益すべき人々に行き渡らない形での支援は、国民の間に不公平感・疎外感を生み、社会と分断するものであります。不安による分断危機から支え合いによる連帯へと変換する必要が今求められているのではないのでしょうか。

そして、新型コロナウイルス感染症は、私たちに新しい生活様式など、これまでの日常を変えるもととなりました。私たち一人一人がこのことを契機として、真の幸福、豊かさとは何かを考える今、政治も従来の常識、発想を超え、真に達成すべき国民の豊かさとは何かを考える必要があり、豊かさを実感できる施策をスピード感を持って対応することが必要であります。

12月8日、政府は、コロナ禍の克服などに向け73.6兆円規模の経済対策を決定いたしました。この経済対策においては、逼迫する医療現場の支援は急務であります。公明党は、医療機関への支援体制強化のほか、感染状況が地域によって異なることを踏まえ、自治体の使いやすい交付金となることを訴えてまいりました。また、政府は、来年前半までに全国民分のワクチンを確保することにしています。その際、希望する国民が迅速に接種できるよう、自治体の体制整備を手厚くする後押しをしています。国民に寄り添った必要な手を迅速に打つ役割が、今、政治に求められております。

そこで、初めに、新型コロナウイルスワクチン予防接種について、今後の動向についてお伺いいたします。

12月2日に、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制を整える改正予防接種法が参議院本会議にて成立しました。公明党は、これまで国会審議等で予備費の活用や健康被害救済制度の創設の方針を政府側に明言させるなど、各メーカーとの交渉進展を強く後押ししてきた経緯があります。その上で、公明党山口代表は、政府は、有効性・安全性をしっかりと確保した上で国民に提供できるよう準備を重ねていく必要があると指摘し、一日も早く国民に届くことが社会・経済活動を滑らかにして、感染に対する不安を和らげていく重要な鍵となる、政府、自治体はしっかりと準備を進めていただきたいと訴えました。

新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施自治体として、本市の今後の動向についてお伺いいたします。

次に、子育て支援について、2点お伺いいたします。

1点目は、保育の受皿確保についてお伺いいたします。

政府の子育て安心プランでは、待機児童の解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受皿確保を目標としております。本市においても第2期子ども・子育て

支援事業計画で、保育の必要量を令和6年度までの計画期間中に最大約3,600名と見込み、保育需要の増大に対応していただいていると認識いたします。

そこで、待機児童の現状と今年度の取組についてお伺いいたします。

2点目は、児童虐待の防止についてお伺いいたします。

国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、新型コロナウイルスの感染症拡大による活動自粛や世界的景気後退を受けて、2020年の間に、世界では新たに数十万人の児童が命の危機にさらされているとして、各国の首脳と各家庭の保護者に対し警戒を呼びかけました。それを受け、日本政府は内閣府に研究会を設置し、あえて女性に絞った分析を進め、11月19日に緊急提言を公表しております。

また、厚生労働省は、全国の児童相談所が児童虐待として対応した全体の件数が19万3,780件に上り、過去最多になったことを発表しました。この結果は、過去の痛ましい事件を教訓に、児童相談所と学校の連携が進んだ結果との評価をしています。しかし、今年は新型コロナ感染症拡大により学校と保護者の接点が減るなどして、虐待を見つけにくくなっています。また、外出自粛で親子の接点が増え、虐待が深刻化している可能性があることも懸念されています。コロナ禍における本市の現状についてお伺いいたします。

最後に、地域問題について、2点お伺いいたします。

1点目、東習志野7丁目遊技場（パチンコ店）建設計画についてお伺いいたします。

東習志野7丁目に計画されていますパチンコ店については、地域住民にとっては、突然知らされ、当該地が実花小学校の学区内であり、計画場所の前面歩道が通学路であることから、実花小学校の保護者及び地域住民からは不安の声が噴出しております。建設計画の概要とこれまでの経過についてお伺いいたします。

2点目、東習志野3丁目日立通りにおける通学路の安全対策についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） 真船議員の一般質問に順次お答えしてまいります。全て私からの答弁となります。

大きな1番目、新型コロナウイルスワクチン予防接種について、今後の動向についてお答えいたします。

さきの臨時国会におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施等に向けた改正予防接種法が成立し、12月9日に施行されました。この改正法では、円滑・迅速に多くの国民への接種を目指すために、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村を実施主体として接種に係る費用は全て国が負担する内容となっております。

市町村の主な役割といたしましては、接種を実施する医療機関等の取りまとめや接種場所の確保、対象者への個別通知の発送、予診票の配布、接種記録の管理、接種費用の支払いなどとされております。

なお、新型コロナウイルスワクチン予防接種につきましては、報道等を通じて知る限りでございますが、現在までに、国においてアメリカやイギリスの製薬会社、3社から約1億4,500万人分のワクチン供給を受けることで契約・合意しているものと認識しております。

今後、国から具体的な接種開始時期や実施方法、接種順位について示され次第、直ちに円滑なワクチン接種を行えるよう、必要な準備を始めたところでございます。引き続き国の動向、通知等を注視し、迅速なワクチン接種の実施に向け準備を進めてまいります。

続きまして、大きな2番目、子育て支援について、(1) 保育の受皿確保についてお答えいたします。

本年4月1日時点の保育所待機児童数につきましては55人で、昨年同時期の89人より34人減少したものの解消に至っていない状況であります。

待機児童の解消に向けた取組といたしましては、令和6年度までを計画期間とする子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所の誘致・新設やこども園の整備、保育所の私立化などにより保育定員の拡大を計画しております。

計画に基づいた今年度の取組といたしましては、JR津田沼駅南口の高層住宅内に、従前より誘致に努めていた定員96人の民間認可保育所が本年8月に開設したほか、実籾地区の小規模保育事業所1施設の定員36人の民間認可保育所への移行を支援し、来年4月に開設される予定となっております。また、第一中学校区に新たに誘致する民間認可保育所につきましては、本年9月に運営法人を選定し、来年度中の開設に向けて支援してまいります。

こども園の整備につきましては、向山幼稚園を活用した(仮称)向山こども園を令和6年度に開設するため今年度から来年度にかけて設計業務を実施しており、現在、基本計画を検討しているところであります。また、藤崎幼稚園を活用した(仮称)藤崎こども園につきましては、令和7年度の開設に向けまして来年度から設計業務の開始を行う予定としております。

保育所の私立化につきましては、大久保第二保育所及び菊田第二保育所の私立化後の施設を令和6年度に開設並びに藤崎保育所の私立化後の施設を令和7年度に開設するため、現在、習志野市立保育所私立化ガイドラインの改定作業に取り組んでいるところでございます。

なお、計画策定後の取組といたしましては、私立幼稚園1施設が幼稚園型認定こども園へ、認可外保育施設1施設が民間認可保育所へ移行したいとの申出があり、来年4月の開設に向けて支援してまいります。

今後につきましても待機児童の解消に向けて、保育需要の動向を踏まえた計画的な保育定員の拡大に取り組んでまいります。

次に、(2) 児童虐待の防止についてお答えいたします。

まず初めに、コロナ禍における国の現状について申し上げますと、令和2年1月から6月までの全国の児童相談所における児童虐待対応件数につきましては、速報値で令和元年の同時期に比べて約10%増の9万8,814件となっております。一方で、今年4月及び5月の2か月間につきましては、緊急事態宣言による学校等の休業に伴い、前年同時期と比べ増減が緩やかとなっております。厚生労働省は、外出自粛や休校で子どもや家庭の生活環境が変化する中で、外部の目が届かず、虐待が潜在化していたおそれがあると分析しております。

次に、本市における児童虐待対応件数ですが、昨年の1月から6月と今年の同時期を比較いたしますと、国と同様に10%増の159件となっております。本市では、子どもや家庭の生活環境が変化する中で虐待のリスクの高まりが懸念されることから、4月7日から5月

25日の期間中、所属機関等の協力の下、262件の見守り確認を実施し、直接、面会、または電話等で全員の安全を確認いたしました。また、コロナ禍ではありますが、支援が必要な家庭等に対しましては、感染予防に十分な配慮をしつつ、短時間であっても直接会う機会をつくり、必要な相談支援業務は自粛することなく家庭訪問や面接等を適切に実施してまいりました。

さらに、本市では、これら児童虐待対応件数の増加等に対応するために、今年度から、子ども部子育て支援課に、子どもと家庭を支援する専門機関として子ども家庭総合支援拠点を設置し、運営しております。これは、国が令和4年度までに設置しなさいと言われたところを2年度前倒しして設置したところであります。

子ども家庭総合支援拠点とは、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦に対し、切れ目ない継続的な支援を行う専門性を持った機関であります。本市におきましては、心理担当支援員等の専門職を増員し、特に子どもや保護者等の心理的側面からケアの充実を図るとともに、相談支援体制の強化及び関係機関との連携強化に努めているところであります。

今後につきましても社会経済情勢やライフスタイルの変化に注視し、関係機関との連携を図り、虐待の早期発見、適切な対応を図るとともに、虐待の予防、切れ目のない支援を継続することで児童虐待防止に取り組んでまいります。

続きまして、大きな3点目、地域問題について、(1)東習志野7丁目遊技場(パチンコ店)の建設計画についてお答えいたします。

東習志野7丁目に建設が計画されているパチンコ店の現段階での計画につきましては、鉄骨造5階建ての立体駐車場を併設した建築面積8,129.86平方メートル、延べ面積2万480.49平方メートルの建築物でございます。

当該パチンコ店の建設につきましては、習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例に基づく特定建築行為に該当するため、事業者は都市計画法や建築基準法に係る申請に先立ち、事前手続することが必要となります。事前手続につきましては、条例上の最初の手続である建築物の概要を確認することができる特定建築行為計画概要書などが本年8月7日に提出され、8月11日には近隣住民に建設計画を周知するための公開標識を設置した旨の届出がありました。また、条例で定められている計画地の敷地境界線から50メートル範囲内の土地所有者などに対して計画内容等の説明を行ったことについての説明会等報告書が8月26日に提出されております。

本件につきましては、9月30日付で、東習志野連合町会会長と東習志野8丁目町会会長の連名により説明会の開催や通学路の安全対策に関する要望書を受けたことなどから、事業者に対して説明会を開催するよう要請し、事業者は周知期間を設けた上で11月3日に説明会を開催しており、この説明会の議事録についても提出されております。

このように、条例で規定している必要な事前手続などが実施されたことから、都市計画法に基づく開発行為等の手続である開発事業協議申請書が11月12日に提出され、現在は、法令等の基準に基づきまして公共施設等の整備について審査を行っているところでございます。

なお、11月30日付で、再度、東習志野連合町会会長と東習志野8丁目町会会長の連名による通学路の安全対策としてパチンコ店の車両出入口の箇所数、入り口の数ですね、に関する要望書を受けております。

このたびは2回にわたりまして要望書を頂き、実花小学校の児童の保護者や地元町会の皆様におかれましては、通学路の安全性などについて御心配をおかけしているところです。

今回の東習志野7丁目のパチンコ店建設計画につきましては、習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例制定後、初めての、いわゆる風営法に規定する風俗営業の用に供する部分を有する建築物となっております。条例に基づく手続は行っておりますものの、皆様への明確な周知が遅くなったことは反省材料と捉えております。

今後は、この条例に基づきます特定建築行為計画概要書などが提出された際は、市議会の皆様をはじめ、広く周知する仕組みを構築いたしました。

なお、市の条例についての御意見があることは承知しておりますが、そもそもパチンコ店の営業許可などは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法の規定にのっとりましますことから、それにのっとりましますと千葉県公安委員会が許可権者となっており、従前から市がその審査に関与することはできません。その中で都市計画法による開発行為の許可につきましても申請の内容が法令等の基準に適合している場合には、市は許可することとなります。

いずれにいたしましても指導が難しいところもございまして、要望につきましてはしっかり事業者伝えております。今後、開業となった場合でも事業者、地域住民間で争いやあつれきが生じないように市としてできることを講じてまいります。

続きまして、最後、(2)東習志野3丁目日立通りにおける通学路の安全対策についてお答えいたします。

通学路における安全対策につきましては、教育委員会が所管し、学校関係者や習志野警察署、本市の街路整備課、防犯安全課などで組織する通学路安全対策協議会におきまして、危険箇所の共通理解及び安全を確保するため、現地の合同点検を毎年実施しているところがございます。この合同点検で明らかになった課題につきまして協議・検討を行い、警察及び道路管理者などにおいて安全対策を講じることとなっております。

御質問の市道、市の道、市道00-118号線、通称、皆様に日立通りと言われているところですが、におきましては、東習志野小学校と第四中学校の通学路となっておりますことから、本年度の通学路安全対策協議会での協議対象路線として合同点検を6月26日に実施いたしました。

当該路線は、一方通行の規制がされておまして、道路の幅が約5.5メートルから4.6メートルで、幅員の構成、その幅のうち車道の幅員が4メートル、両側の路肩が狭いところでは30センチメートル程度となっております。このような状況から、合同点検では2つ主な課題が挙げられました。1つ目として、車道の幅を縮小し路肩を広げることで歩行空間を広く確保できないか、2つ目として、歩行者の動線を分かりやすくするために通学児童数の多い区間については路肩を着色するなど歩行空間を強調できないかとのこととございました。

今後につきまして、この協議会での御意見を踏まえまして、習志野警察署など、関係機関との協議を進めた上で、歩行空間の拡幅やカラー舗装などについて、交通安全施設の設置について検討してまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

すみません、児童虐待の対応件数のところで、見守りの件数を私「162件」と言いましたけれども、「262件」に訂正させていただきます。

◆22番（真船和子君） はい。市長、御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問の順番を変えさせていただきます。地域問題から再質問いたします。

先ほど1回目の質問でも申し上げましたけれども、私たち地域住民、また実花小学校の保護者は、突如の出来事でございます。動揺を隠すことができませんでした。本当に子どもたちの通学路の安全が確保できるのかという心配の声が上がっているところでございます。

そこで、通学路に関しましては、教育委員会に関わりますことから、教育委員会に伺います。

この子どもたちの通学路の安全確保について、教育委員会としてはどのような見解をお持ちか、今後どのような対応を講じていただけるのかお伺いいたします。

◎学校教育部長（天田正弘君） はい。通学児童の安全確保、それに関する教育委員会の見解とその対応についての御質問にお答えさせていただきます。

建設計画地前面にある歩道は、実花小学校へ通う東習志野8丁目、児童約140名の通学路となっており、教育委員会といたしましても通学児童の通行の安全確保は何より優先されるべきことと認識しております。

当該計画に係ります教育委員会の対応につきましては、地域住民、あるいは保護者より通学路の安全は確保できるのかとの問合せをいただきました。市民の方よりいただいた御意見を含め、教育委員会として9月3日、市長事務部局を通じて事業者へ通学路の安全確保について要望いたしました。要望事項は、1つ、学校までの通学に多大なる影響があることから建設中並びに営業開始後において児童の安全確保を目的に警備員の配置。2つ目、実花小学校から寄せられていた事業計画の概要や安全面の確保について保護者に対して説明会の開催。以上2点であります。

この要望申入れ事項については、9月16日に開催いたしました習志野市教育委員会第9回定例会において、教育委員より御意見を伺うべく報告を行い、教育長からは、子どもたちの登下校の安全に関しては、市長事務部局を通じて事業者にしっかりと伝えていくと教育委員会として児童の安全確保の姿勢を明確にしたところでございます。12月4日には、実花小学校において地域住民の代表と校長が話し合い、事業主への安全対策に係る要望事項について協議を行ったと報告を受けております。いずれにいたしましても児童の安全な登下校に向け、実花小学校と連携し、対応してまいります。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。今ほど部長より通学児童の通行の安全確保は何より優先されるべきとの認識に安堵いたしました。

私をはじめ、地域の皆さんも同様な見解だと思えます。しかしながら、地域からは様々な声をいただいております。本当に当初、行政は私たちのほうを向いてくれているのだろう

かと、そして地域が要望しなければ説明会も開くよう指導してくれないのかと、そのような声があったのも事実でありますし、反対意見も出ていたところでございます。

先ほどの市長答弁では、条例に基づき、8月26日に説明会等報告書が提出されたところございました。私も実は今回、この条例を再度読み返し、勉強してきたところでございますけれども、条例の目的に、「良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び形成に資する」とございます。この目的を達成するためには、特定建築行為を行おうとする事業者が近隣住民への丁寧な計画説明から始まるものと認識させていただきました。

そこで、健全な生活環境を維持の主体者ともいうべき近隣住民の定義・適用が曖昧になっているのではないかと思います。条例において近隣住民の定義につきましては、市長答弁にございましたとおり、敷地境界線から50メートルの範囲内のほか、その他市長が特に必要があると認める者との規定がございます。この規定は、先ほど申し上げた条例の目的を達成するために市長自らが能動的に決断され、説明対象を計画に応じて適用されるものと判断するものでございます。

そこで、お伺いいたしますけれども、このたびの計画において、この条例に定めるその他市長が特に必要があると認める者、すなわち市長判断は、今回どのように取り扱われていたのか、条例を所管します都市環境部にお伺いいたします。

◎都市環境部長（神崎勇君） はい。今ほどの条例における近隣住民の定義ということでお答えいたします。

今回の計画では、計画敷地周辺の土地利用、これが広範囲にわたって工場や商業施設が立地している地域となっておりますことから、条例で規定している計画地の敷地境界から50メートルの範囲内や日陰の影響のある土地所有者などを対象に事業者は説明しております。これ以外の住民は想定しておりませんでした。しかしながら、計画敷地の北側、あるいは西側の道路につきましては、実花小学校への通学路となっていることを認識しておりましたので、事業者には、実花小学校の児童の保護者などから要望があった場合は対応するように指導しておりました。

引き続き、パチンコ店に限らず、周辺に対する影響が大きいと考えられる特定建築行為の手続が行われる場合は、条例で規定しておりますその他市長が特に必要があると認められる者につきまして適切に運用し、事業者には近隣住民等に丁寧な説明を行うよう指導いたしまして、良好な近隣関係の保持に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。今、部長の答弁からもありましたけれども、建設場所の状況から、その他市長が特に必要があると認める者としては判断されなかったと伺いました。

ただし、今、部長もお話がございましたように、建物前面道路が通学路に指定されていることから、教育委員会及び実花小学校からの要請に応じて、事業者による説明会の開催について行政指導してきたとの経過については認識しているところでございます。しかしながら、保護者や地域への情報提供が遅くなれば、地域住民の不安は大きくなるものと考えます。

市長答弁にも明確な周知が遅くなったことは反省材料とございました。また、広く周知する仕組みを構築しましたということも先ほど御答弁をいただきました。

では、今後、どのような周知に対する改善策を立てようとしているのかお伺いいたします。

◎都市環境部長（神崎勇君） はい。計画概要等の周知方法の改善ということでお答えしたいと思います。

現在の条例における周知方法につきましては、公開標識を計画地の道路に面した箇所の公衆の見やすい位置に設置することによりまして、近隣住民に周知を図っております。あわせて、建築指導課の窓口や情報公開コーナー及びホームページにおきましても計画の概要を公開しております。

今回の計画におけます周知方法などについての御意見を踏まえまして、条例上の最初の手続であります特定建築行為計画概要書が事業者から提出された場合、速やかに公開標識で掲示されている内容につきまして市議会議員の皆様には情報提供していただくといたしました。これは、先ほど市長からも答弁ありましたけれども、そして、これにつきましては、既に市議会議員の皆様には情報提供させていただいております。

今後におきましては、ホームページでももっと分かりやすい表示方法にするなどして、そのほかの情報提供の方法につきましても改善してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

私たちは、8年前にも、この議場でおけますけれども、屋敷におけるパチンコ店建設において、今回と同様に、やはり通学児童の安全確保について議論をしたと記憶しております。

このたびの計画においても東習志野8丁目地域の児童保護者が大変心配しております。現在、地元の町会の代表者と、そして事業者間で、必要に応じて学校も含めながら協議を行い、調整しているというふうに耳にしております。

子どもたちの健やかな成長、そして日々の安全を願う気持ちは、どこの地であっても同じでございます。どうか同じ轍は踏まないとの意識の下、危機意識、危機管理というんでしょうかね、やはり住民を置いてきぼりにしないように、どうかその気持ちに寄り添う、住民に寄り添う、住民が困らないか、どうなんだということを、やはり法律云々という前に、まずそこを市長にはしっかり持っていただきたい、スピード感を持って対応していただけることを要望させていただきたいと思います。

それでは、次に、具体的な安全対策についてお伺いしていきたいと思っております。

実は、11月3日、これはほかの議員も出席されておりましたけれども、実花小学校の保護者、そして地元住民に対する事業者側からの説明会が開催されました。

では、具体的に、そこでどのような要望が出され、また事業者側がどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

◎都市環境部長（神崎勇君） はい。今ほどの御質問にお答えします。

11月3日に開催された説明会、これにおける要望内容、そして事業者の対策ということでお答えいたします。

説明会で上げられました主な要望といたしましては、工事中の安全対策や店舗敷地への車両出入口、それと交通渋滞への対応、また、営業が開始された後の安全対策などの要望が上げられております。

具体的には、建築中の建物、ここから落下物など、こういうものが落ちてこないような防止対策、あるいは、工事関係車両が周辺道路へ待機しないかなどの工事中に関する要望、そして、パチンコ店が営業開始された後、車両が場内へ出入りする箇所数の削減、そして、出入口付近に誘導員を配置すること、それと、防犯カメラを設置することなどの要望が上げられております。また、渋滞対策といたしまして、計画地の北西の角の交差点における右折矢印式信号機への変更の要望、このようなものがありました。

これらの要望に対しまして、事業者側は、工事期間中においては警備員を必要に応じて増員するなどして御要望の安全対策を実施すること、また、営業が開始された後につきましては、防犯カメラの適正な配置を行い、警備員の配置についても御要望を真摯に受け止め、安全対策に力を入れていくことなどを説明会の場におきまして回答しております。

なお、これら説明会で上げられた要望に対する具体的な対応がまとまった段階で、事業者が関係者に報告をするというふうに伺っております。以上です。

◆ 22番（真船和子君） ありがとうございます。

それでは、今、部長からもございましたけれども、11月3日の説明会における出入口の安全対策といたしまして、北西側の出入口を封鎖してほしいとの要望が参加者から多数出ておりました。事業者側は市と協議を行うと回答していたと思います。また、市長答弁にもございましたとおり、11月30日付の東習志野連合町会と、また東習志野8丁目町会、両町会長の連名によりまして、通学路の安全対策として車両の出入口を4か所から2か所にしてほしい旨の要望が提出されております。その後、市と事業者との協議状況についてお伺いいたします。

◎ 都市環境部長（神崎勇君） はい。場内の出入口の安全対策ということで、その後の事業者との協議状況ということでお答えいたします。

今ほど議員から御紹介がありましたけれども、11月3日の説明会、それと11月30日付の地元町会からの要望書、これを踏まえまして、車両出入口の安全対策につきまして、改めて12月2日に事業者と協議を行っております。その協議内容といたしましては、車両の出入口を4か所から2か所へ変更するという内容の協議を行いました。

事業者の対応といたしましては、現在計画している出入口においては、これまでの4か所から3か所に減らすとした上で、さらに、この3か所のうち、児童の登校日には、北側の道路の西に位置する出入口、先ほど北西の出入口というお話がありましたけれども、その出入口を1か所閉鎖いたしまして、車両の出入口を北側の道路と西側の道路を含めまして2か所とすると見解を示しております。また、この出入口については、交通誘導員を配置するとの回答もいただいております。

なお、出入口におけますそのほかの安全対策といたしましては、車両運転手に注意喚起を促すため、歩道に緑色の着色を行い、歩行者が通行することを明示すること、それと、右折による入退場の禁止看板を敷地内に設置するとともに、車両が敷地から出るとき、退場する

際に通過を知らせる音と光を出す回転灯を設置すること、そして、歩道内に車止めを設置いたしまして、歩道への車両侵入防止対策、これは歩道を縦断的に通らないようにという対策を併せて実施することで、現在、協議を進めているところでございます。以上です。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。今部長からの答弁の出入口、要望としては4か所から2か所へという要望を地元は出しておりましたけれども、事業者からの対応としては、4か所から3か所、私たちに示してくださっています3か所をやはり維持するというふうに受け止めさせていただいたうちの封鎖をしてほしいという北西側出入口、これは登校日には閉鎖をする。登校日には車両出入口は2か所とするというふうに理解をして、子どもたちの登校日でない日は、この北西側の出入口は1か所は開けるという理解でよろしいでしょうか。

◎都市環境部長（神崎勇君） はい。お答えします。北西側の出入口についての登校日以外の取扱いにつきましてお答えいたします。

登校日以外につきましては、基本的には、交通誘導員を配置して開放するという予定ではありませんけれども、運動会ですとか授業参観日など、やっぱり土曜日・日曜日でも学校行事がある場合、これにつきましては児童が登校されますので、この場合は閉鎖するというところで協議をしているところでございます。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。学校側がその部分を十分理解し、承諾をするという部分であれば構わないと思いますけれども、やはり何といたっても通学路の安全と子どもたちの命を守るという点では、十分そこは、やはり意識を持っていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それから、もう一点、近接する交差点ですけれども、右折矢印式信号機への変更について、事業者側は、警察に対して皆さんが要望するんであればそこに協力して要請していきますということでございましたけれども、その後、市と警察との協議状況、これについてお伺いいたします。

◎都市環境部長（神崎勇君） はい。右折矢印式信号機への変更について、警察との協議状況についてお答えいたします。

交差点における右折矢印式信号機への変更につきましては、以前より真船議員からも朝夕の通勤時間帯のラッシュ時などの交差点における交通渋滞の現状から御要望いただいております。習志野警察署と本市におきまして協議を行った経過がございます。

このたびの建設計画におきましても9月30日付の町会からの要望書、あるいは説明会において御指摘をいただいていることから、改めまして習志野警察署と信号機の変更につきまして協議を行いました。習志野警察署といたしましては、パチンコ店の営業開始後の通行状況を勘案した上で必要性を検討したいとの見解を示しております。

本市といたしましては、引き続き習志野警察署と協議を行ってまいりたいと考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

それでは、次ですけれども、実は、先ほど市長答弁にもございましたけれども、11月12日でしょうか、事業者より開発事業協議申請書が提出されたとお答えいただきまして、現在、審査中ということでございます。

これは、都市計画課において、事業同意に基づく協議書の締結の前に、実は確認させていただきまして、習志野市建設指導審査会が設置されておまして、そこで、皆様からの様々な要望を協議するというものが設置されております。ここでどのような審査をしていただいているのか、この安全対策についてはしっかり認識しているのか、改めて確認させていただきます。

◎都市環境部長（神崎勇君） はい。開発事業協議申請書の審査状況ということでお答えしたいと思います。

先ほども議員のほうから紹介ありましたけれども、一定規模の開発事業では、市の関係各課、あるいは開発に関わる関係機関との協議、いわゆる事前協議の内容につきまして庁内の組織で審査することとしております。この審査を行います建設指導審査会、これは副市長を会長といたしまして、各部の部長などを委員として組織しているものでございます。

今回の計画の審査会は12月11日に開催いたしまして、開発計画における道路や排水、消防水利などの既施設に与える影響の確認や地域に与えます環境の変化に対する影響、地元町会、実花小学校の児童の保護者などから寄せられております要望事項、特に、工事中、営業開始以降における通学の安全対策の確保について議論をいたしました。

なお、通学路の安全性の確保における具体的な施設整備や対策の内容、これは、先ほど真船議員のほうからの御質問の中でお答えしましたけれども、説明会での要望に対する事業者の対策、その後の事業者との協議状況についてお答えしたとおりの内容でございます。

この開発事業計画における通学路の安全確保につきましては大きな課題であり、この対策は最も重要なものと認識しております。本市といたしましては、児童が安心して安全に学校へ通えることは最も憂慮すべきものと考えておりますことから、営業開始以降も通学路の安全性につきましても注視してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。たくさんの質問を都市環境部に寄せましたけれども、本当に、子どもたちに事故が起きてからでは遅いという認識に基づいて、しっかり危機管理意識を持っていただいて十分協議を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、質問の2点目といたしましては、東習志野3丁目日立通りにおける通学路の安全対策について、先ほど市長から御答弁いただいたところでございます。

この件につきましては、交通安全施設の設置について検討するという御答弁でございましたけれども、私としては、やはり通学路の安全対策は喫緊の課題でありますということから、前向きな答弁と受け止めさせていただき、早期の安全対策を講じていただくことを要望とさせていただきます。地域問題につきましては終わります。ありがとうございます。

次に、引き続きまして、すみません、順番が、コロナウイルスワクチン予防接種について、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

今、国のほうで動いているところがございますので、明確なお答えは出ないものと認識しておりますけれども、今後のスケジュールと市民の周知について確認をさせていただきます。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。新型コロナウイルスのワクチン接種につきまして、今後のスケジュールと市民周知についてお答えいたします。

こちらの接種につきましては、国におきまして接種体制確保に係る自治体の説明会、こちらを今月の18日、今週の金曜日ですね、18日に開催する予定となっております。この説明会におきまして、今後のおおむねのスケジュールが示されるものと考えております。この説明会の後に、実際に接種をお願いします公益社団法人習志野市医師会、こちらと接種の実施について協議をしてみたいと考えているところがございます。

また、市民への周知でございますけれども、まず、対象となります市民全員に対しまして個別通知により御案内する予定でございます。また、今後スケジュール等、詳細が決まり次第、順次、広報習志野、市ホームページ等で情報提供、周知を図ってみたいと考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。国からの今示されているところは本当に不透明でございますけれども、市がこれからしっかり携わっていただく中で、住民からの問合せ等への対応というものがございます。相談体制をしっかり持っていただきまして応じていただきたい、これは要望させていただきます。ありがとうございます。

次に、子育て支援について、時間がちょっと限られてきましたので、大変申し訳ありません、保育の受皿確保についての再質問をさせていただきたいと思っております。

今日も質問が出ておりましたけれども、本市において、今年度は習志野市立保育所私立化ガイドライン、これについて、今、懇話会等で議論をし策定している、改定の準備をしているというところではございました。この点について、ちょっと3点ほど確認させていただきたいと思っております。

そもそも論になってしまいますけれども、今回の改定の趣旨について確認をいたします。

◎こども部長（小平修君） はい。御質問にお答えします。習志野市立保育所私立化ガイドラインとは、市立保育所の私立化に当たり、円滑な私立化と安定した施設運営を図るために、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点等の必要事項を定めた私立化の基本指針であり、習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画の実施に合わせ策定をしております。

今回、令和2年3月に策定いたしました第3期計画の私立化の方式におきましては、これまで実施してきた私立化の課題に加え、昨今の保育ニーズの多様化、保育需要拡大による保育士不足等の新たな課題にも視野を広げながらガイドラインの改定を行うこととし、現在、習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会において協議いただいております。

改定に当たっての基本的な考え方は、次の4点でございます。

1点目は、現行のガイドラインを基本とすること。2点目は、優良法人の選定の実現を目指し、法人が施設の実情に沿って柔軟な対応をできるようにすること。3点目は、全ての工程において子どもと保護者との信頼関係の構築を最優先とすること。4点目は、保育の質を多面的に捉え、質のよい保育を目指すプロセスを重視し、市による保育の支援体制を整えて

いくことであります。この内容につきましては、6月30日に実施しました第1回懇話会の中で委員の皆様にお示しし、共通の観点と認識を持って検討していくことを確認させていただいております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

それでは、今部長が答弁いただきましたけれども、主な改定内容とその具体的な部分について、理由を伺っていきたいと思います。

◎こども部長（小平修君） はい。御質問にお答えいたします。

ガイドラインの改定に当たりましては、事務局において、各項目も見直した改定案を懇話会に提案し、いただいた御意見を踏まえ修正を行っており、現在も継続して協議いただいております。

改定内容の主なものについて、3点御説明をいたします。

1点目は、施設長の経験年数についてです。現行のガイドラインでは、保育経験10年以上ある者としているところを5年以上にする案といたしました。その理由といたしましては、社会情勢の変化への対応と経験年数だけでははかれない資質・能力があるという観点などからであります。

2点目は、保育士の経験者の確保についてです。現行のガイドラインでは、保育士資格を有する常勤職員として保育経験が5年以上ある者を3分の1以上配置することとしていた規定を保育士不足という全国的な社会情勢を踏まえ、十分な保育所等の経験や優れた資質・能力を有する者の確保に努めることといたしました。また、これまでの懇話会において委員からいただいた意見を踏まえ、保育経験が5年以上ある者をミドルリーダーとして、乳児・幼児、各1名以上配置することを追加させていただいております。

3点目は、共同保育についてです。共同保育とは、私立化対象保育所に法人の職員を配置し、保育の継承と開園準備を行うものであります。現行では、開園3か月前から実施しているところを改定案では期間を拡大し、最長1年前からといたしました。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

ちょっと私も懇話会の会議録等も拝見させていただいておりますけれども、今、部長のほうからありました施設長の経験年数という部分がございましたけれども、保育経験10年以上である者としているところを5年以上にする案としたという部分でございますけれども、ここについては、どのような考え方に伴ってこのようにされたのかお伺いいたします。

◎こども部長（小平修君） はい。御質問にお答えをいたします。

市立・私立を問わず、保育所の安定した運営を図る上で、優れた資質・能力を有する施設長の役割は重要であると認識をしております。

千葉県施設長の要件につきましては、平成25年度に、千葉県保育所設置認可等に関する要綱において、保育所や児童福祉施設等での経験年数が10年以上から2年以上に変更されているところであります。このことを踏まえ、今回のガイドライン改定に当たりましては、施設長の経験年数を10年以上から5年以上に変更することを懇話会にて素案として提案し、御意見をいただくことにいたしました。

施設長の経験年数を5年以上とすることにつきましては、次の2点を考慮いたしました。

1点目は、経験年数だけでははかれない資質・能力の観点であります。具体的には、主任保育士から内部昇格を保護者が望んでも経験が10年に満たない場合、施設長になることができないこと。また、ほかの分野で、マネジメントや相談業務の経験を積んだ後に保育士資格を取り、施設長候補となった場合などを考慮いたしました。

2点目は、千葉県や本市の基準との比較の観点であります。習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準では、施設長の要件を3年以上としており、現状として安定した運営を行っていただけていることから、素案では、市立保育所からの移管施設であることを鑑み、5年以上と提案したものであります。

現在も改定途中ではありますが、懇話会での意見を丁寧に受け止めながら、保護者の皆様からの信頼を得られるガイドラインとなるよう取り組んでまいります。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

ガイドラインの改定におきましては、誰もが納得できるものになっているのか十分確認して改定していただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。